

6月18日

から

貸金業法が大きく変わりました

貸金業者からの借入残高が年収の3分の1を越える場合、新規の借入れはできなくなりました。

このような状況につけ込んだ詐欺等の犯罪に巻き込まれることが考えられます。7月号から数回に渡り、その事例をご紹介します。

今月のクローズアップ

情報商材

情報商材とは、

主にインターネットなどを介して
売買される情報のこと。情報の
内容自体が商品となるもの。



◆ 事例 ① ◆

一般にはあまり知られていない情報や、経験談に基づく“絶対にもうかる”といった『情報』をインターネット通販で購入したが収入にならない。

「〇〇するだけで、毎日1万円を稼ぐ方法」という広告を見つけ、クレジットカードで代金を支払って購入した。後日、業者から情報商材をダウンロードし、仕事を指示どおりに行った。
広告には必ず収入があるようにかかれていたのに、報酬はもらえなかった。

◆ 事例 ② ◆

情報商材に指示されている作業を行うことは現実的に不可能。

インターネットで内職を探していたところ、「ある公的機関に行って、指示された作業をするだけで、100%、確実、絶対に収入が得られる」という情報商材を見つけた。
返金制度もあり、作業がうまくいかないときは返金されると思い、購入代金を振り込んだ。しかし、その後、作業が実現不可能な内容だとわかり、販売業者に返金を求めたが「返金保証の条件を満たしていないから返金できない。あなたのやり方が悪いだけ」と言われ、全く対応してくれない。

「必ず」「確実に」等の断定的な広告がある場合には注意をし、また、返金保証があっても条件を満たすのが非常に困難である場合や返金保証を満たしていても販売業者が全く応じない場合があります。

また、収入を得るための開業資金、情報を継続的に得るための月額更新料等、事前に説明の無かった費用がさらに発生することがあるのに、記載が全くないケースが多くあります。

情報商材の購入は、広告に注意して慎重に検討しましょう。